

社会福法人捧徳会
評議員及び役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人捧徳会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(評議員及び役員等)

第2条 この規程において、評議員及び役員等とは次のものをいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) 第三者委員
- (6) その他本会理事長が必要と認めた委員等

(報酬及び費用弁償の支給)

第3条 評議員及び役員等が評議員会及び役員会等に出席した場合の報酬の支給は1人1回につき別表1のとおりとし、各号については、各年度の総額が次の範囲内で報酬を支給することができる。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 評議員 | 140,000円 |
| (2) 理事・監事 | 160,000円 |

ただし、本会の職員に対しては、原則として報酬及び費用弁償を支給しない。

- 2 理事長、理事、監事が評議員会及び理事会に出席したとき以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬を支給することができる。
- 3 評議員及び役員等が職務のために出張したときは、別表3の定めに準じて旅費等を支給する。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償は、現金をもって本人に支給する。

- 2 報酬の支給日は、評議員会及び役員会等の開催日とする。旅費等の支給日は業務終了後7日以内とする。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額は控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報

酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会理事長が別に定める。

附則

この規程は令和元年6月25日から施行し、令和元年6月25日から適用する。

2 役員及び評議員の報酬及びに費用弁償に関する細則（平成29年6月12日議決）は廃止する。

